

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 2月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	中央操作室換気空調系空調機用ファンベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
2	3号機	3・4号機タービン建屋換気系排気筒サンプポンプの点検後の試運転において、棒状温度計がサンプポンプ上部で破損し、破片の一部（長さ：約2分の1）が当該ポンプピット内へ落下したため、当該温度計を回収	D	
3	3号機	制御棒駆動水ポンプ（A）のメカニカルシール部からのリーク水排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
4	5号機	気体廃棄物処理系排ガス減衰配管出口設置の排ガス流量指示記録計に指示値の変動が認められたため、当該系統の設備及び配管の状態を調査及び対応検討	D	
5	6号機	タービン建屋機器ドレンサンプ（B）用レベルスイッチの点検において、当該スイッチ部品（中間軸）が折損したため、当該部品を交換	D	
6	6号機	燃料プール冷却材浄化系のろ過脱塩器（B）用流量調整弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	6号機	可燃性ガス濃度制御系（A-1）の冷却水流量スイッチ付指示計に指示値不良が認められたため、当該流量指示計を点検・校正	D	
8	6号機	可燃性ガス濃度制御系（B-2）の冷却水流量スイッチ付指示計に指示値不良が認められたため、当該流量指示計を点検・校正	D	
9	6号機	主タービングランド蒸気排気放射線モニタ系のサンプリングポンプ（B1）が、流量低を示す警報の発生と同時に自動停止したため、当該ポンプ及び出入口フィルタを点検・修理	D	
10	6号機	タービン建屋2階換気空調系給気ファン室の北側にある二重扉用施錠ハンドルの施錠機構部のつめが折損したため、当該部を点検・修理	D	
11	集中環境施設	高温焼却炉グラニューール乾燥空気入口弁駆動用電磁弁より弁制御用空気のスリットリーク（微量）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	その他	海生物処理設備排水処理装置の曝気攪拌用ブロウ（A）の安全弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで